

厚生労働省等の熱中症対策の経緯

1. 令和3年4月20日「職場における熱中症予防基本対策要綱」
・メインとなる対策要綱、7.5.20改正（安規改正に伴う）
2. 令和5年3月「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」公表
・アイデア満載の94ページにわたる対策事例の大作
3. 令和5年5月30日「気候変動適応法」による「実行計画」（閣議決定）
・全国民の熱中症死亡者数を半減とする目標と対策の推進
4. 令和7年2月28日
・「STOP!熱中症『クールワークキャンペーン』実施要綱」
5. 令和7年4月15日「改正安規612条の2」公布
6. 同日「改正安規のQ&A」（疑問解消のヒント集）
7. 令和7年5月20日 施行通達（基発0520第6号）
8. 令和7年6月1日 改正安規施行

別掲2

【想定】改正安規による熱中症の犯罪（容疑）事実

建設業を営む被疑会社の現場所長である被疑者Aは、会社の業務に関して、その部下であるBとCを気温35度の暑熱な場所において、熱中症を生ずるおそれのある作業に連続して従事させる中で、BはCに「ふらつき等」の熱中症を疑う症状があることを発見したにもかかわらず、BはCに単に休憩を勧めただけで、A所長に報告せず、もって被疑会社と被疑者Aは、①**あらかじめ熱中症の疑いのある者を発見し報告をさせる体制を整備し**、関係者に周知させていなかったものである。

かつ、被疑会社と被疑者Aは、Cの熱中症の症状が悪化したことに関して、あらかじめ、②**作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め**、BとCの当該作業に従事する関係者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を**フロー図等で周知**させていなかったものである。

同改正の疑問点は「改正安規のQ&A」「改正安規の施行通達」で大方解消されました。実はクール

要綱に興味深いことが示されています。空調服（ファン付き作業服）の有効性です。その11ページに空調服の実験結果が、温度30度、湿度85%の環境下において、①非着用者と比べ体温上昇を15分遅らせる
②推定発汗量を約20%減少させる
と記されていました。私もその効果を期待して現場パトロール用に空調服を購入しました。余談ですが夏休みに予定している大阪万博でも試してみたいと思っています。

次に、安規第612条の2を刑事罰の面から整理しました。もし刑事罰が科せられるならば、容疑となる犯罪事実はどう記すか考えました。事案は仮に「建設業の現場で熱中症が発生したが、適切な対応が取られず症状が悪化した」としました。同条文（法条項の関係部分を含む）を構成する要件に従い想定する事案を組み合わせた（別掲2）。ですから長文になります。

赤字の①と②が改正のポイントです。このような事態を招かないように発見体制の整備と悪化防止の手順を定め、周知することが重要です。救急措置は判断力と勇気が要ります。自信が出来るまで訓練もしたいです。

ここで留意点に気付きました。

同条では「事業場」ごとに手順を定めるではなく「作業場」ごとにとされていることです。本条の規定は、「安全（健康）配慮義務」の根拠ともなり、確実に対応することが求められます。

なお、安衛法令の違反は、事故発生が要件ではなく、法令で示された措置を行わなかった場合に成立します。

今、私が熱中症関連条文で疑問に思っているのは、安規第612条の2の「暑熱」と安規第614条（休憩設備）に記された「著しく暑熱」による「著しく」の解釈です。今のところ答えを見つけられずにいます。そこで「広辞苑」（岩波書店）で「著しく」を引きました。すると例として「視力が著しく衰える」とありました。最近自身の視力にそんな感覚を持っていたので、「著しく暑熱」の意味が分かったような気持ちになりました。

（参考）以前に熱中症による送検事例「安規第617条」（発汗作業の措置）を本誌に紹介しました。珍しい案件だと思います。令和5年の8月号（44回）をご覧ください。



『Meihoku』
R5年8月号掲載「安全衛生あれこれ」44回「発汗作業の措置」

8月は熱中症による死傷者数（過去5年間）が最も多く、その割合は45%を占めます。引き続き

6月に改正施行された労働安全衛生規則（「安規」と記す）第612条の2による熱中症対策を的

熱中症の45%は8月に発生 ～熱中症の義務規定で送検を想定～



増田労働衛生コンサルタント事務所
所長 増田 稔久

確に実施したいものです。

さて、令和7年の春は同条の義務化の対応で慌ただしく過ぎました。改正省令の公布から施行までの期間が短く、条文を解説する施行通達の公表も施行直前だったからです。そこで改めて主要な熱中症対策の経緯や要綱等を整理しました（別掲1）。

私たちを守る国の熱中症対策は、メインが全国民を対象とした「気候変動適応法」に基づく「実行計画」（閣議決定）で、熱中症による死亡者数を2030年までに半減させることを目標として進められています。その上で職場における「基本対策要綱」、「クールワークキャンペーン実施要綱」（以下、「クール要綱」）が展開され、今回の「安規改正」が行われました。

